

(別添1)

## 事業評価の結果（共通項目）

福祉サービス種別 保育所  
事業所名（施設名 青木村保育園

### 第三者評価の判断基準

長野県福祉サービス第三者評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点【保育所】共通項目に係る判断基準による

○判断基準の「a、b、c」は、評価項目に対する到達状況を示しています。  
 「a」評価・・・よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態  
 「b」評価・・・aに至らない状況=多くの施設・事業所の状態、aに向けた取組みの余地がある状態  
 「c」評価・・・b以上の取組みとなることを期待する状態

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント□
I 福祉サービスの基本方針と組織	1 理念・基本方針	(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 1 理念、基本方針が文書（事業計画等の法人（保育所）内の文書や広報誌、パンフレット、ホームページ等）に記載されている。</li> <li>■ 2 理念は、法人（保育所）が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人（保育所）の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。</li> <li>■ 3 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。</li> <li>■ 4 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。</li> <li>■ 5 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。</li> <li>■ 6 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。</li> <li>■ 7 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。</li> </ul>	<p>○青木村の保育理念、基本方針は、教育大綱の中長期計画及び子育て支援事業計画に、教育目標として明示され、村のホームや当園の「入園案内」に記載されています。</p> <p>○理念、基本方針、保育目標は、「保育園、小学校、中学校の一貫教育」を目標として、保育所の使命や役割を反映させる適切な内容になっています。当園の保育目標は、簡潔にまとめられ、わかりやすく、理念、基本方針に基づく内容になっています。</p> <p>○職員には、職員会議や研修会で、園長が資料により説明し、周知共有へ取り組みをしていることを、会議記録、インタビューで確認しました。</p> <p>○保護者等への周知共有への取り組みは、保護者会等で「入園の案内」により説明をし、各保育室にも、保育目標が掲示され、保育士、園児、保護者への周知共有に努めています。</p>

2 経営状況の把握	(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a)	■ 8 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。	○村の教育委員会は、保育事業の全体の動向、地域の各種福祉計画策定や動向及び保育ニーズの把握・分析等、公立保育所の経営状況の把握・分析データを教育大綱の中・長期計画や子育て支援事業計画に詳細に記載しています。  ○園長は、昨年赴任しましたが、村役場の住民福祉課等での長い福祉経験があり、経営状況全般の把握や事業運営経営をとりまく環境や動向、利用ニーズの的確な把握・分析が適切に行われていることをインタビューや資料等で確認しました。
		② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a)	■ 9 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。  ■ 10 子どもの数・利用者（子ども・保護者）像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人（保育所）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。  ■ 11 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。	
3 事業計画の策定	(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a)	■ 12 経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。	○園長は、当保育園の現状分析を的確に行い、課題や具体的な改善方法についても把握していることをインタビュー等で確認できました。  ○年度途中からの未満児の増加傾向に対する職員体制の課題については、管理者・職員も共有していることを、職員自己評価結果、職員インタビューで伺うことができ、園長も市の担当課に改善要望をしているとのことでした。
				■ 13 経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。 ■ 14 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。 ■ 15 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。	
				■ 16 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。 ■ 17 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。  ■ 18 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。 ■ 19 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。	○中・長期計画は、平成27年度から平成31年度までの、子ども・子育て支援事業計画の後期第5次計画として策定されています。  ○「日本一住みたい村作り計画」として「子どもを安心して生み、育てることができる環境作り」を村の重要施策として位置づけ、「次世代育成支援対策青木村行動計画」が中・長期計画策定されています。  ○中・長期計画は、次世代育成支援対策推進法に基づいて、5年を一期として評価見直しが行われています。

		② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b)	<input checked="" type="checkbox"/> 20 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 21 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。 <input checked="" type="checkbox"/> 22 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。 <input type="checkbox"/> 23 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	<p>○中・長期計画は、冊子として村民に配布されています。</p> <p>保育園の「30年度入園案内」には、単年度の事業計画が明示されて、年度当初に保護者に配布され説明されております。</p> <p>○単年度事業計画は、行事計画的な内容が主になっておりますので、保育計画や中・長期計画を反映した数値目標や収支計画も明示し、具体的な事業計画内容を図ることを願います。</p>
(2) 事業計画が適切に策定されている。	① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a)	<input checked="" type="checkbox"/> 24 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 25 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 26 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 27 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。 <input checked="" type="checkbox"/> 28 事業計画が、職員に周知（会議や研修会における説明等）されており、理解を促すための取組を行っている。	<p>○単年度事業計画の策定については、部門を横断した関係職員の参画や意見を反映した策定の仕組みがあります。</p> <p>○事業計画は、職員への計画書の配布や会議・研修会等での説明等により、職員の周知共有を図っております。</p> <p>○計画の実施状況についての評価・見直しの時期を年1回以上実施しています。</p> <p>○事業計画の見直しは、関係職員や保護者の意見等も取り入れるような手順や仕組みが組織として定め、実施されておりました。</p>	
	② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a)	<input checked="" type="checkbox"/> 29 事業計画の主な内容が、保護者等に周知（配布、掲示、説明等）されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 30 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。 <input checked="" type="checkbox"/> 31 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。 <input checked="" type="checkbox"/> 32 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。	<p>○園長は、保護者に対して、年度当初の保護者会で「入園の案内」により事業計画についての説明し、配布も行い、周知に努めています。</p> <p>○特に行事計画は、週案や「園だより」等により、丁寧に保護者等への周知につとめていることを資料で確認しました。</p>	

I	4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a)	■	33	組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。	○保育の質の向上に向けての取り組みは、PDCAサイクルにより、計画策定、実施、評価、見直しを計画的に実施する仕組みがあります。  ○保育内容の評価については、週案に振り返りや評価を組織的に実施しておりました。  ○今回の第三者評価の受審により、運営幹部の皆さんからは、自己評価と同様に第三者評価の継続受審を積極的に図り保育の質の向上に努めたいとの意見がありました。
			② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a)	■	34	保育の内容について組織的に評価（C：Check）を行う体制が整備されている。	
II	1 管理者の責任とリーダーシップ	(1) 管理者の責任が明確にされている。	① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a)	■	35	定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的を受審している。	○園長は、年度当初に業務分掌表により、自らの責任と役割、不在時の権限委任等について、職員会議等で職員に表明していることを資料や職員会議録で確認できました。  ○園長のリーダーシップについては、「できている」との評価が一般職員の自己評価結果や訪問調査時の職員インタビューにおいても確認できました。  ○緊急対応マニュアルには、災害時や事故等の有事においての、園長の管理責任者としての役割や責任が明示されております。
			■	36	評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。	■	37	
					■	38	職員間で課題の共有化が図られている。	
					■	39	評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。	
					■	40	評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。	
					■	41	改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。	
					■	42	施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	
					■	43	施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。	
					■	44	施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。	
					■	45	平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	

	<p>② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。</p>	<p>a)</p>	<p>■</p>	<p>46 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。</p> <p>47 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。</p> <p>48 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。</p> <p>49 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。</p>	<p>○園長と主任保育士は、コンプライアンスの意識が高いことがインタビューで確認できました。社会福祉関係法令、保育指針、理念及び基本方針や諸規定等については、定期的に職員研修会で説明し、職員への周知に努めています。</p> <p>○毎年1回以上、村の教育長との園長及び職員の個別面談が行われ、法令遵守の周知共も図られています。</p>
<p>(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。</p>	<p>① 保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。</p>	<p>a)</p>	<p>■</p>	<p>50 施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。</p> <p>51 施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。</p> <p>52 施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。</p> <p>53 施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。</p> <p>54 施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。</p>	<p>○園長及び主任保育士は、保育目標等に基づいた保育の質の向上の課題を把握し、職員の自己評価の結果や日常的に職員に対して意見を求め、定期的に職員研修等で課題や改善についての具体的な取り組みを表明し、率先して取り組んでいることが会議録やインタビューで確認できました。</p> <p>○職員インタビューや第三者評価の職員自己評価結果においても、園長の指導力を高く評価するコメントが多数ありました。</p>
	<p>② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。</p>	<p>a)</p>	<p>■</p>	<p>55 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。</p> <p>56 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。</p> <p>57 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。</p> <p>58 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。</p>	<p>○園長の職掌範囲において、経営の改善や業務の実効性を高めるための取り組みがインタビュー等で確認できました。</p> <p>○経営の改善に向けた、人事、労務、財務等の検証や効果的な業務の実現に関しては、園長の職掌の中で適切に行われています。</p>

・ 2 育 福 成 社 人 材 の 確 保	(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a)	<input checked="" type="checkbox"/> 59 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。 <input checked="" type="checkbox"/> 60 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。 <input checked="" type="checkbox"/> 61 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 62 法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。	○職員採用や人事管理については、村の教育委員会において、一括的に管理して、理念や基本方針、事業計画を実現するために必要な人材や人員体制を計画的に行っています。  ○園長は、必要な人材を村の担当部署に依頼して、人材の確保や育成に努めています。  ○特に職員インタビューでは、人手不足を訴える職員もいましたが、保育所の基本情報や管理者インタビューでも配置基準を超える職員を確保してしていました。
		② 総合的な人事管理が行われている。	b)	<input type="checkbox"/> 63 法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。 <input checked="" type="checkbox"/> 64 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 65 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。 <input checked="" type="checkbox"/> 66 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。 <input checked="" type="checkbox"/> 67 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。 <input type="checkbox"/> 68 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができている。	○総合的な人事管理は、村の教育委員会により、村の人事管理制度に基づいて、一体的に運営管理されております。  ○職員処遇基準や人事考課制度、目標管理制度が人事管理規定に基づいて、適切に実施されています。  ○保育所の人事管理は、理念・基本方針に基づく「期待する職員像」を明確にすることが求められております。訪問調査時の資料やインタビュー、自己評価結果においても、「期待する職員像」の表記は確認ができませんでした。明記をお願いします。

<p>(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。</p>	<p>① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</p>	<p>a)</p>	<p>■ 69 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。</p> <p>■ 70 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。</p> <p>■ 71 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。</p> <p>■ 72 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。</p> <p>■ 73 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。</p> <p>■ 74 ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。</p> <p>■ 75 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。</p> <p>■ 76 福祉人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。</p>	<p>○園長は、村の教育委員会や住民福祉課と連携しながら職員の就業状況の把握、配慮等の労務管理を適切に実施するように努めています。</p> <p>○園長と主任保育士は、保育の質の向上のための、職員の心身の健康と安全の確保、ワークライフバランスに配慮した職場環境作りのために、日常的に職員の意見を聞き、働きやすい職場づくりに努めていることをインタビューで伺うことができました。</p> <p>○職員のインタビューでは、多数の職員から「働きやすい職場」とのコメントがありました。</p>
<p>(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>	<p>① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。</p>	<p>b)</p>	<p>□ 77 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。</p> <p>■ 78 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。</p> <p>■ 79 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。</p> <p>■ 80 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。</p> <p>■ 81 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。</p>	<p>○理念・基本方針、保育目標の保育所全体の目標や職員一人ひとりの目標の統合を目指す、目標管理制度が導入され、村の教育委員会が一体的に管理実施しています。</p> <p>○目標管理制度により職員一人ひとりの目標が設定される仕組みがあります。職員一人ひとりの目標設定は、年度当初に園長、主任保育士の個別面談により設定され、期末にも目標管理シート等により進捗状況、達成状況を確認するための面談が行われています。</p> <p>○目標管理制度は、理念・基本方針を達成するための全体目標やチーム、職員一人ひとりの目標の統合を目指す仕組みです。前提としての「期待する職員像」の明文化をお願いします。</p>

		<p>② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p>	<p>b)</p>	<p><input type="checkbox"/></p>	<p>82 保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。</p> <p>83 現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。</p> <p>84 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。</p> <p>85 定期的に計画の評価と見直しを行っている。</p> <p>86 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。</p>	<p>○保育目標や研修計画に基づいた、教育・研修は、村の教育委員会が、新任、中堅、管理職等の研修体系に基づいて、計画的に適切に実施されていることを資料で確認しました。</p> <p>○保育の質の向上のための目標と目標達成に向けた職員研修計画が策定され、実施されています。</p> <p>○教育・研修は、正規職員だけでなく、臨時職員等も対象とした研修体系になっております。</p> <p>○管理者、幹部職員は「期待する職員像」や専門職としての知識・技術等についても十分に理解し、一般職員も周知している方が多く認められましたので、具体的な明文化をお願いします。</p>
		<p>③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。</p>	<p>a)</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/></p>	<p>87 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。</p> <p>88 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。</p> <p>89 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。</p> <p>90 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。</p> <p>91 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。</p>	<p>○教育・研修体系は、階層別研修、職種別研修、テーマ別研修、自主研修が計画されていて、職員一人ひとりが参加できる仕組みがあります。</p> <p>○職員一人ひとりの教育研修計画に基づいて適切に実施されていました。</p> <p>○内部研修、外部研修の伝達研修も計画的に実施され、周知共有が図られていました。</p>



	(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a)	<input checked="" type="checkbox"/> 92 <input checked="" type="checkbox"/> 93 <input checked="" type="checkbox"/> 94 <input checked="" type="checkbox"/> 95 <input checked="" type="checkbox"/> 96	<p>92 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。</p> <p>93 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。</p> <p>94 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。</p> <p>95 指導者に対する研修を実施している。</p> <p>96 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。</p>	<p>○実習・研修については、主任保育士が担当窓口になり、実習依頼を調整し適切な受け入れ体制が整が備されています。</p> <p>○保育専門学校の実習生受け入れは、実習プログラムにより、毎年度5名程の受け入れ実績がありました。</p> <p>○主任保育士が実習指導者を担い、実習校との事前打ち合わせやオリエンテーション等も適切に実施しています。</p> <p>○当園の受け入れについて、マニュアルにより、主任保育士が連絡窓口として、職員への事前説明、園児・保護者への説明、オリエンテーション、実習計画書の作成等を適切に実施しています。</p>
3 運 営 の 透 明 性 の 確 保	(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b)	<input checked="" type="checkbox"/> 97 <input type="checkbox"/> 98 <input type="checkbox"/> 99 <input checked="" type="checkbox"/> 100 <input checked="" type="checkbox"/> 101	<p>97 ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。</p> <p>98 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。</p> <p>99 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。</p> <p>100 法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。</p> <p>101 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。</p>	<p>○青木村のホームページには、子ども・子育て支援法に基づいて、当園の、保育所運営や財務情報、職員に関する情報、教育・保育等の内容等に関する情報が適切に公開され、運営の透明性を図る取組があります。</p> <p>○当園の「入園案内」にも、村の教育目標、保育目標や事業計画、収支計画等が掲示されて、保護者等への情報の周知が図られています。</p> <p>○第三者評価の今回の受審により、評価結果や保護者の要望・意見についても公表する方向で進めたいとの管理者からの話がありました。第三者評価への継続的な取り組みを期待します。</p>

		② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 102 保育所における事務、経理、取引等に関するルールが明確にされ、職員等に周知している。</li> <li>■ 103 保育所における事務、経理、取引等に関する職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。</li> <li>■ 104 保育所における事務、経理、取引等について、必要に応じて外部の専門家に相談し、助言を得ている。</li> <li>■ 105 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。</li> <li>□ 106 外部監査の活用等により、事業、財務に関する外部の専門家によるチェックを行っている。</li> <li>□ 107 外部監査の結果や公認会計士等による指導や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。</li> </ul>	<p>○園長は、与えられた職務分掌において、保育園の事務、経理、取引等に関して、適切に行っています。</p> <p>○園長は、職掌の範囲の中で、必要な消耗品等の管理を適切に行っています。</p> <p>○内部監査は、市の担当部署により適切に実施され、県の実地指導も基準に基づいて行われていました。</p> <p>○外部監査の実施が不明でした。特に公益性の高い事業所については、公正性と透明性を確保し、説明責任を果たす観点において、外部の公認会計士等会計に関する専門家による、2年に1回程度の外部監査が求められています。</p>
4 地域との交流、 地域貢献	(1) 地域との関係が適切に確保されている。	① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 108 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。</li> <li>■ 109 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。</li> <li>■ 110 子どもの個別の状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。</li> <li>■ 111 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。</li> <li>■ 112 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。</li> </ul>	<p>○村の教育大綱には、「村の子どもは村で育てる」「一人の子どもを育てるには村一つが必要」と明示し、青木村子育てフォーム事業により、村をあげて子育てをしようという基本的考え方が明文化されています。</p> <p>○戸外活動は、お散歩マップがあり、村地域の全域の資源が詳しく掲載され、計画的に実施され、村民ほとんどの住民と接する機会を設けている。</p> <p>○園児は、伝承文化の義民太鼓で、村の運動会や敬老会、高齢者施設等を定期的に訪問し、交流を深めています。</p> <p>○信州型自然保育園に認定されて、戸外活動で地域との交流を日常的に深めています。</p>
		② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 113 ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。</li> <li>■ 114 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。</li> <li>■ 115 ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。</li> <li>■ 116 ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。</li> <li>■ 117 学校教育への協力を行っている。</li> </ul>	<p>○ボランティア受け入れに関するマニュアルが整備され、地域の高齢者グループの定期的なボランティアや不定期のボランティア活動にも対応できるような受け入れ体制になっています。</p> <p>○園長や主任保育士が、ボランティアの受け入れ窓口になって、受け入れに関する流れ、事前説明等の資料により、適切な受け入れ体制がありました。</p> <p>○村の教育委員会や社協から、中学生の職場体験、高校生のインターンシップや保育専門学生のボランティア活動等について、定期的な受け入れ依頼があり、継続的、積極的に受け入れています。</p>

<p>(2) 関係機関との連携が確保されている。</p>	<p>① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p>	<p>a)</p>	<p>■</p>	<p>118 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。</p> <p>119 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。</p> <p>120 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。</p> <p>121 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。</p> <p>122 地域に適切な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。</p> <p>123 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。</p>	<p>○保育園の周辺には、児童センター、図書館、文化会館、小学校、中学校、村役場、公園、高齢者施設等の公共施設があり、保育所として必要な社会資源として、お散歩マップにリスト化されています。</p> <p>○地域の唯一子育て支援の拠点として、村の教育委員会と連携して、子育て支援の相談に積極的に取り組む等の仕組みがあります。</p> <p>○保小中一貫教育の基で、村の小学生、中学生の保護者からの相談もあり、特に卒園児のアフターケアは、小学校との定期的な懇談会等により、情報の把握や困難事例については、学校、教育委員会と連携して家庭訪問等も実施しています。</p>
<p>(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p>	<p>① 保育所が有する機能を地域に還元している。</p>	<p>a)</p>	<p>■</p>	<p>124 保育所のスペースを活用して地域の保護者や子ども等との交流を意図した取組を行っている。</p> <p>125 保育所の専門性や特性を活かし、地域の保護者や子ども等の生活に役立つ講演会や研修会等を開催して、地域へ参加を呼びかけている。</p> <p>126 保育所の専門性や特性を活かした相談支援事業、子育て支援サークルへの支援等、地域ニーズに応じ地域の保護者や子ども等が自由に参加できる多様な支援活動を行っている。</p> <p>127 災害時の地域における役割等について確認がなされている。</p> <p>128 多様な機関等と連携して、社会福祉分野に限らず地域の活性化やまちづくりに貢献している。</p>	<p>○地域の子育て支援に関する相談支援は、教育委員会や児童センター、カウンセラー等と連携して適切対応する仕組みがあります。</p> <p>○当園の職員は、保小中一貫教育保育の推進委員になっていて、村の子育て委員会や子育てフォーラム推進委員会、労働組合の委員等を業務として担い、子育て支援に関する交流会や講習・研修会等に参加し、保育の専門機能を村地域に還元する取り組みを展開しています。</p>

			② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 129 保育所の機能を地域に還元することなどを通じて、地域の福祉ニーズの把握に努めている。</li> <li>■ 130 民生委員・児童委員等と定期的な会議を開催するなどによって、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。</li> <li>■ 131 地域住民に対する相談事業を実施するなどを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。</li> <li>■ 132 関係機関・団体との連携にもとづき、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。</li> <li>■ 133 把握した福祉ニーズにもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。</li> <li>■ 134 把握した福祉ニーズにもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。</li> </ul>	<p>○村の教育委員会の子育て委員会は、子育てに関する村民のアンケート調査を定期的に行い、当園の職員も委員のメンバーとして、地域社会における福祉向上の役割を果たすために、地域の具体的な福祉ニーズ（特に保育ニーズ）を把握し、これに基づく保育園独自の公益的な事業・活動を行う仕組みがあります。</p> <p>○村の教育大綱の保小中一貫教育に基づいて、保育園、小学校、中学校の日常的な連携の中で、子育て支援に関する公益的な事業・活動も一体的に行われています。</p>
Ⅲ 適切な福祉サービスの実施 Ⅲ	1 利用者本位の福祉サービス	(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 135 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。</li> <li>■ 136 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。</li> <li>■ 137 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、保育の標準的な実施方法等に反映されている。</li> <li>■ 138 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。</li> <li>■ 139 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。</li> <li>■ 140 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。</li> <li>■ 141 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。</li> <li>■ 142 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。</li> </ul>	<p>○青木村教育委員会の保育・教育サービス（保小中一貫教育事業）の中で人権教育が明示され、「児童福祉法の性格を啓示し、保育園の教育的機能を高める」の基で、人権指導者養成指導者講座等により、保育園、村内各層に児童の権利擁護に関する啓発しています。</p> <p>○村の教育委員会は、広報により、広く村民に子どもの人権擁護等人権感覚の啓発に努めています。</p> <p>○教育委員会は、インクルーシブ教育の基で、障がい児等一人ひとりの子どもの個性を大切にする保育・教育を明示し、当保育園の保育目標にも明示されています。</p> <p>○村においても、子ども一人ひとりを大切にするための具体的事業として、定期的巡回相談体制により、保育所職員と連携し、個別早期相談支援に努めています。</p>

	<p>② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。</p>	<p>b)</p>	<p>■</p>	<p>143 子どものプライバシー保護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。</p> <p>144 子どもの虐待防止等の権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。</p> <p>145 子どものプライバシー保護と虐待防止に関する知識、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務、利用者のプライバシー保護や権利擁護に関する規程・マニュアル等について、職員に研修を実施している。</p> <p>146 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。</p> <p>147 子ども・保護者にプライバシー保護と権利擁護に関する取組を周知している。</p> <p>148 規程・マニュアル等にもとづいた保育が実施されている。</p> <p>149 不適切な事案が発生した場合の対応方法等が明示されている。</p>	<p>○理念や基本方針及び保育目標に基づいて、園児の権利擁護及び保護者のプライバシー保護への配慮等が規程に明文化され、定期的な職員研修や見直し等により、不適切な事例と評価分析等の対応について、職員への周知も図られています。</p> <p>○子どもの尊重や基本的人権の配慮に関する園内の研修会が定期的に行われ、身体拘束や虐待防止についての周知徹底が図られていることを会議録で確認できました。</p> <p>○トイレ設備は、園児のプライバシーに配慮した設備として整備されています。</p>
<p>(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。</p>	<p>① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。</p>	<p>a)</p>	<p>■</p>	<p>150 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。</p> <p>151 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。</p> <p>152 保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。</p> <p>153 見学等の希望に対応している。</p> <p>154 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。</p>	<p>○村唯一の当保育園の情報は、村の教育委員会ホームページや資料等で公表し、保育所の必要な情報を村民や保護者に提供しています。</p> <p>○保育園の利用に関する情報や資料は、児童センター等に「入園の案内」を置いて、情報の提供に努めています。</p> <p>○相談や見学等の希望には、園長と主任保育士が随時、対応できるような仕組みがありました。</p>

		<p>② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。</p>	<p>a)</p>	<p>■</p>	<p>155 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。</p> <p>156 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。</p> <p>157 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。</p> <p>158 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。</p> <p>159 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。</p>	<p>○園長は、保育園の利用開始時及び退園等の変更時には、園児・保護者に適切な情報を提供し、また、変更後の生活に関する事項や留意事項等についても丁寧に説明する資料や仕組みがあります。</p> <p>○園児の状態の変化や家庭環境の変化等により、保育所等の変更を行う場合には、保育の継続性に配慮した、引継ぎや申し送りの手順等が文書化されています。</p> <p>○保育の変更時の際は、村の教育委員会と連携して適切な対応がなされていました。</p>
		<p>③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。</p>	<p>a)</p>	<p>■</p>	<p>160 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。</p> <p>161 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。</p> <p>162 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。</p>	<p>○変更後の保育園や卒園後の保護者及び学校等との連携や相談については、担当窓口も含めた文書化が整備されています。</p>
<p>(3) 利用者満足の上昇に努めている。</p>		<p>① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	<p>b)</p>	<p>■</p> <p>□</p> <p>■</p> <p>■</p> <p>□</p> <p>□</p>	<p>163 日々の保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。</p> <p>164 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。</p> <p>165 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。</p> <p>166 職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に出席している。</p> <p>167 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。</p> <p>168 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。</p>	<p>○送迎時等日常的な園児及び保護者との関わりの中で、意見要望を把握して、適切な対応を目指していることを、連絡帳や管理者、職員インタビューで確認できました。</p> <p>○園児本位の保育は、保育所が一方向的に判断できるものではなく、園児一人ひとりがどれだけ満足しているかという双方向性の観点が必要と求められます。しかし、園児が自分の意志を十分に伝えられないことも考慮し、保護者の満足度調査を年1回以上実施することが求められています。園児の満足の把握、保護者に対する利用者満足に関する調査を定期的に行い、調査結果を活用して、保育の改善に向けた取り組みを組織的に、さらに進めていただくことを期待します。</p>

(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 169 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。</li> <li>■ 170 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。</li> <li>□ 171 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。</li> <li>■ 172 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。</li> <li>■ 173 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。</li> <li>■ 174 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。</li> <li>■ 175 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。</li> </ul>	<p>○苦情解決の仕組みは、マニュアル等整備されていました。</p> <p>○苦情・要望は、当園に直接寄せられるものと村の教育委員会が受けたものも記録され、苦情解決第三者委員にも報告されています。</p> <p>○連絡ノートや日々の送迎時に保護者からの意見や要望を把握し、担当保育士が丁寧に対応していることを記録やインタビューで確認しました。</p> <p>○苦情解決の仕組みは、園児・保護者等に周知されることも重要です。園内の見やすい場所にわかりやすく掲示したり、意見箱を設置されることをお願いします。</p> <p>○苦情や意見、要望の件数は少ないということですが、事業報告等に苦情内容や件数等の公表もよろしくをお願いします。</p>
	② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 176 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。</li> <li>■ 177 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。</li> <li>■ 178 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。</li> </ul>	<p>○保護者等からの相談や意見については、その方法や相談したい相手の選択等に関しての文書化と周知のための保護者への説明及び掲示がされています。</p> <p>○園児（保護者）本位の保育サービスについて、副園長や主任保育士は、周知していて、保護者が相談したい時や意見を述べたい時に気軽にできる環境体制の整備に努めています。</p>

		<p>③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p>	<p>b)</p>	<p>■  □  ■  ■  ■  ■</p>	<p>179 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。</p> <p>180 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。</p> <p>181 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。</p> <p>182 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。</p> <p>183 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。</p> <p>184 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。</p>	<p>○送迎時や連絡帳に寄せられている保護者からの意見や要望に対しては、適切に対応していることが連絡帳のコメント及び職員インタビューで確認できました。</p> <p>○保護者等からの相談や意見については、苦情解決の仕組みと一体的に運用され、マニュアルに基づいて、迅速に対応する仕組みがありました。</p> <p>○組織としての対応マニュアルの定期的な見直しと、苦情解決同様に意見箱の設置及び保護者満足度調査、意見・要望の記録と対応結果のさらなる整備もお願いします。</p>
<p>(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。</p>	<p>① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p>	<p>a)</p>	<p>■  ■  ■  ■  ■</p>	<p>185 リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。</p> <p>186 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。</p> <p>187 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。</p> <p>188 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。</p> <p>189 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。</p> <p>190 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。</p>	<p>○リスクマネジメント体制は、園長・主任保育士が責任者になっていて、事故発生時の対応マニュアルには、連絡方法の手順や役割が明記され、園長室や各保育室にも掲示され、全員が周知できるような取り組みがあります。</p> <p>○緊急時連絡網には、村の教育委員会の係も含まれた詳細な資料になっていました。</p> <p>○リスクカードも適切に作成され、職員は積極的に提出していました。</p> <p>○提出されたリスクカードは、随時、委員会で分析や改善策等が検討されていることを記録で確認しました。</p> <p>○事故対応マニュアルの実施状況や実効性に関しての定期的な見直し評価を記録で確認できました。</p>	



		<p>② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p>	a)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 191</li> <li>■ 192</li> <li>■ 193</li> <li>■ 194</li> <li>■ 195</li> <li>■ 196</li> <li>■ 197</li> </ul>	<p>191 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。</p> <p>192 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。</p> <p>193 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。</p> <p>194 感染症の予防策が適切に講じられている。</p> <p>195 感染症の発生した場合には対応が適切に行われている。</p> <p>196 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。</p> <p>197 保護者への情報提供が適切になされている。</p>	<p>○感染症対策については、対応マニュアルが整備され、「入園案内」にも記載され、保護者への周知に努めています。</p> <p>○感染症の予防・対応については、園長や主任保育士が、マニュアルに基づいて適切に実施していました。</p> <p>○対応マニュアルは、園舎内にも掲示され、定期的な研修会で、職員への周知が図られています。</p> <p>○毎年、時期になると「園だより」「クラスだより」により、保護者への情報提供や予防対策等が伝わるようになっていきます。</p> <p>○地域の感染症の情報も、村の教育委員会から情報がいち早く届き、適切な対応をする仕組みになっていました。</p>
		<p>③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。</p>	a)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 198</li> <li>■ 199</li> <li>■ 200</li> <li>■ 201</li> <li>■ 202</li> </ul>	<p>198 災害時の対応体制が決められている。</p> <p>199 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。</p> <p>200 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。</p> <p>201 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。</p> <p>202 防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。</p>	<p>○災害時の園児の安全確保については、オクレンジャー（緊急連絡網、安否確認システム）による対応体制が整備されています。</p> <p>○災害時の対応体制は、マニュアルが整備されています。</p> <p>○防災訓練は、毎月実施され、地元消防署の指導も受けています。</p> <p>○防犯訓練も年2回定期的に行われていました。</p>

2 福祉 サー ビス の 質 の 確 保	(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 203 標準的な実施方法が適切に文書化されている。</li> <li>■ 204 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。</li> <li>■ 205 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。</li> <li>■ 206 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。</li> <li>■ 207 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。</li> </ul>	<p>○保育課程の編成や指導計画等には、園児の状況や発達状況に応じた、標準的な実施方法が文書化されて、一定の水準、内容等を実現するために、一人ひとりの園児の個性を考慮した内容になっています。</p> <p>○園長や主任保育士は、保育の標準的な実施方法、園児や保護者等との関わりにおいて、職員個々の対応の差異を軽減するために、より適切な関わり方を職員個々が共有できるように、職員研修や個別に注意や支援をしています。</p>
		② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 208 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。</li> <li>■ 209 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に行われている。</li> <li>■ 210 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。</li> <li>■ 211 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。</li> </ul>	<p>○指導計画の定期的見直しにおいて、標準的な実施方法も現状分析や見直しが行われていました。</p> <p>○園長と主任保育士は、標準的な実施方法の見直しや、職員や保護者等からの意見や提案に基づいて、保育の質に関する職員の共通意識を育てることを、PDCAのサイクルによって、質に関する検討を定期的に行っています。</p>

	(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 212 指導計画策定の責任者を設置している。</li> <li>■ 213 アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。</li> <li>■ 214 さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。</li> <li>■ 215 保育課程にもとづき、指導計画が策定されている。</li> <li>■ 216 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。</li> <li>■ 217 計画の策定にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。</li> <li>■ 218 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。</li> <li>■ 219 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。</li> </ul>	<p>○指導計画は保育主任が中核として、担当保育士と話し合い、保育課程に基づき適切なアセスメントにより実施されています。</p> <p>○個別の保育計画は、園児（保護者）の利用ニーズ等に基づく適切なアセスメントにより、保育の専門職だけでなく、部門を横断した給食関係等の参加による策定がをえる仕組みがあります。</p> <p>○指導計画は、主任保育士が中心になり、園児一人ひとりの発達や状況に応じた保育や子ども・保護者のニーズを把握するアセスメント様式に基づいて、適切に策定実施されました。</p> <p>○指導計画書は、保育所保育指針や保育課程に基づいて、一人ひとりの園児の発達や状況に応じた内容になっていました。</p>
		② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 220 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。</li> <li>■ 221 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。</li> <li>■ 222 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。</li> <li>■ 223 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。</li> <li>■ 224 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。</li> </ul>	<p>○保育計画の見直し評価については、主任保育士の責任により、随時適切に実施し、引継ぎや申し送り等に次の計画にも反映させる取り組みがあります。</p> <p>○指導計画策定の責任者（主任保育士）は、策定に当たっては、クラス担当や職員からの意見を把握する機会を定期的に設定し、計画決定までのプロセスを適切に行っております。</p> <p>○指導計画とクラス毎の指導計画は、整合性が図られていることを計画書で確認しました。</p>

	(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 225 子どもが発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。</li> <li>■ 226 個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。</li> <li>■ 227 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。</li> <li>■ 228 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。</li> <li>■ 229 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。</li> </ul>	<p>○園児一人ひとりの保育サービスの実施状況は、所定の統一した記録様式により適切に記録されていることを訪問調査時に保育計画書で確認できました。記録は職員が情報共有できるように計画の評価、見直し等も行われ、引継ぎや申し送りの機会も定められていて、職員の共有化の取り組みがあります。</p> <p>○指導計画は、アセスメントから計画策定、実施、評価、見直し等のプロセスが適切に行われ、園児や保護者の意向も反映された内容になっていました。</p> <p>○計画の評価・見直しは、年度途中で定期的に見直しが行われ、急な変更や支援困難なケースへの対応も、随時行う仕組みになっていました。</p>
		② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 230 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。</li> <li>■ 231 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。</li> <li>■ 232 記録管理の責任者が設置されている。</li> <li>■ 233 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。</li> <li>■ 234 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。</li> <li>■ 235 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。</li> </ul>	<p>○個人情報の取扱いについては、保護者からの様々な意見要望もあり、園便りの内容等についても苦慮していることもあるようですが、個人情報保護規定に基づいて、適切に対応していることが伺えました。</p> <p>○園児や保護者の記録は、園長室に鍵のついたケースに適切に保管されています。。</p> <p>○個人情報保護に関する職員の研修会も、定期的・計画的に実施され、職員の自己評価結果やインタビューでも、周知の徹底ができていたことが確認できました。</p> <p>○保護者には、「入園の案内」により説明、周知に努めていました。</p>